

軽度者に対する福祉用具貸与の制限に係る特例措置について（平成 19 年 4 月改正分）

1 改正の概要

軽度者（要支援 1・2、要介護 1・（注）2・3）の内、特別に福祉用具貸与が認められる方（以下「特例措置者」という。）を判断する方法について見直す。

（注）自動排泄処理装置については要介護 2・3 も軽度者となる

2 軽度者が制限される福祉用具

- ① 車いす（付属品を含む）
 - ② 特殊寝台（付属品を含む）
 - ③ 床ずれ防止用具
 - ④ 体位変換器
 - ⑤ 認知症老人徘徊感知機器
 - ⑥ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
 - ⑦ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）
- 以上 7 種類

3 改正理由

従来の判断方法（直近の認定調査結果ほか）では、「特例措置者」と判断できなかったが、実際に「特例措置者」と同等の状態にある方が存在していたため、その判断方法を実効性のある方法に改める。

→従来の判断方法では貸与できなかった方の内で真に福祉用具の利用が必要である方を救うことができる。

4 改正時期

平成 19 年 4 月 1 日適用

5 改正内容

従来の判断方法（直近の認定調査結果ほか）とは別に、次の 2 つの条件に合致する場合、「特例措置者」として貸与を認める（給付算定が可能）ことができる。

ただし、この 2 条件の確認は、書面等確実な方法に保険者が確認できることを条件とする。

◇条件 A

医師による医学的な所見において必要と判断される場合

必要と判断される場合とは次のいずれかの場合をいう。

- ① 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める状態にある者
（例）パーキンソン病の治療薬による身体機能の ON/OFF 現象
 - ② 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間の内に確実に告示で定める状態になることが見込まれる者
（例）ガン末期の急速な状態悪化
 - ③ 疾病その他の原因により、身体の重大な危険性又は症状の重篤化の回避等のため医学的判断から告示で定める状態にある者
（例）喘息発作等による呼吸不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避
- ※上記の文章で「告示で定める状態」とは別表のとおり

◇条件 B

サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより当該福祉用具が特に必要と判断されている場合

福祉用具貸与が特別に認められる要件とその判断方法（平成19年4月改正分）

用具種別	要件 (告示で定める状態)		判断方法 (いずれかの方法で確認できればOK)
車いす (付属品含む)	次のいずれかの事項に該当する者	日常的に歩行が困難な者	◆基本調査1-7「できない」 ◆ <u>医師の所見及びサービス担当者会議</u>
		日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	◆サービス担当者会議
特殊寝台 (付属品含む)	次のいずれかの事項に該当する者	日常的に起き上がりが困難な者	◆基本調査1-4「できない」 ◆ <u>医師の所見及びサービス担当者会議</u>
		日常的に寝返りが困難な者	◆基本調査1-3「できない」 ◆ <u>医師の所見及びサービス担当者会議</u>
床ずれ防止用具 ・体位変換器	日常的に寝返りが困難な者		◆基本調査1-3「できない」 ◆ <u>医師の所見及びサービス担当者会議</u>
認知症老人徘徊 感知機器	次の事項 <u>いずれにも該当する者</u>	意見の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者	◆いずれかに該当 ・基本調査3-1「できる」以外又は3-2~3-7のいずれか「できない」又は3-8~4-15のいずれか「ない」以外 ・その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む ◆ <u>医師の所見及びサービス担当者会議</u>
		移動において全介助を必要としない者	◆基本調査2-2「全介助」以外 ◆ <u>医師の所見及びサービス担当者会議</u>
移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかの事項に該当する者	日常的に立ち上がりが困難な者	◆基本調査1-8「できない」 ◆ <u>医師の所見及びサービス担当者会議</u>
		移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	◆基本調査2-1「一部介助」又は「全介助」 ◆ <u>医師の所見及びサービス担当者会議</u>
		生活環境において段差の解消が必要と認められる者	◆サービス担当者会議
自動排泄 処理装置	次の事項 <u>いずれにも該当する者</u>	排便が全介助を必要とする者	◆基本調査2-6「全介助」 ◆ <u>医師の所見及びサービス担当者会議</u>
		移乗が全介助を必要とする者	◆基本調査2-1「全介助」 ◆ <u>医師の所見及びサービス担当者会議</u>

※ 1 下線の部分が改正箇所となります。